

日本政府意見書

2022年11月4日

日本政府は、10月5日に財務省が開始した、環境配慮車両への優遇措置（Credits for Clean vehicles）に関するパブリックコメント募集に対し、コメントを提出する。

1. 総論コメント

- (1) 道路部門のカーボンニュートラルを実現するためには電動車の普及拡大が鍵であり、米国が掲げる、2030年に乗用車・小型商用トラック新車販売の50%を排出ゼロ車両とする野心的な目標の実現に向け、IRAにおける電気自動車の購入に対するインセンティブの付与は重要。
- (2) また、急速に拡大する電動車の需要に対応すべく、電気自動車やその普及に不可欠な蓄電池の強靱なサプライチェーンを構築することは日米両国にとっての主要課題。供給途絶リスクを最小化し、サプライチェーンの脆弱性に対処しようとするIRAの意図を日本は共有する。
- (3) しかしながら、IRAにおけるEV税制優遇は、北米地域やFTA締結国といった、米国の同盟国である日本を排除した特定地域内での調達・加工・製造・組立要件を課しており、有志国との連携の下で強靱なサプライチェーンを目指す全体戦略と整合的ではない。
- (4) また、優遇対象を厳しく限定することは、米国消費者による電気自動車購入の選択肢を狭め、手頃な価格での購入を困難にすることで、バイデン政権が掲げる野心的な気候目標達成の妨げとなるおそれがある。むしろ、公平で内外無差別なインセンティブの実施を通じて、消費者に多様な選択肢を与え、電気自動車市場を拡大することが、米国及び世界のCO2排出削減に貢献すると信じる。
- (5) 日系自動車メーカーは40年以上にわたり米国に投資を行い、雇用を創出し、よき米国市民として貢献してきた。また、電池メーカーも米国に投資を行うとともに、米国のEVメーカーを支えてきた。こうした企業のこれまでの貢献を踏まえ、北米地域やFTA締結国といった特定の国・地域のみを優遇する措置を採れば、今後電動化に向けた投資の拡大が期待される中で、こうした企業の投資を躊躇させ、米国における投資・雇用の拡大に悪影響を与えることを懸念している。
- (6) 以上の観点から、日本は、IRAにおけるEV税額控除に関し、①北米地域以外からの輸入完成車への税控除が適用除外となったこと、②バッテリー材料の調達・加工要件が米国または米国のFTA締結国に狭く限定されていること、③バッテリー部品の北米製造・組立要件が導入されたこと、の3点を強く懸念しており、米国政府がこれら懸念に対処し、同盟国たる日本メーカーが製造するEVも同等に税額控除を受けることができるよう運用することを求める。

- (7) なお、引き続き、産業界等ステークホルダーの意見を聴取する機会を十分に確保するとともに、意見を適切に反映したガイダンス案が早期に発出され、企業にとって十分な準備期間が設けられるよう求める。

2. Section3 Request for Comments の各質問に対する特定コメント

- (1) 最終組立要件【01 Clean Vehicles (9) Final Assembly Requirement】
- 「車両の最終組立が北米」との要件について、有志国との連携の下で強靱なサプライチェーン構築を目指す観点に鑑み、日本などの同盟国が北米と比して不利でない待遇を与えられるよう、「最終組立」や「北米」の定義の柔軟な解釈等適切な対応を求める。
- (2) バッテリーに含まれる重要鉱物要件【01 Clean Vehicles (2) Critical Minerals (a), (c)】
- 「バッテリーに含まれる重要鉱物が米国または米国が発効済み FTA を保持している国において抽出又は加工」との要件については、日本など同盟国で加工された重要鉱物を含むバッテリーが対象となるよう柔軟な解釈を求める。有志国との連携の下で強靱なサプライチェーン構築を目指す観点に鑑みれば、米国とともにサプライチェーン強靱化に取り組んでいる日本を始め同盟国が米国や FTA 締結国と比して不利でない待遇を与えられるべき。すなわち同等の待遇が与えられるべき。
 - 「米国が発効済み FTA を保持している国」の明確化を求める。
 - 重要鉱物の「抽出又は加工」が具体的にどの工程を意味するか、定義を明確化するとともに、日本などの同盟国が米国や FTA 締結国と比して不利でない待遇を与えられるよう、柔軟な解釈を行う等適切な対応を求める。
 - バッテリーに含まれる重要鉱物の「value」や「percentage」の計算方法詳細を明確化し、広くステークホルダーの意見を聞くことを求める。
- (3) バッテリー部品【01 Clean Vehicles (3) Battery Components (a), (b), (c)】
- 「バッテリー部品の製造又は組立が北米」との要件については、日本など同盟国で製造された部品を含むバッテリーが対象となるよう柔軟な解釈を求める。有志国との連携の下で強靱なサプライチェーン構築を目指す観点に鑑みれば、バッテリーサプライチェーンの構築を「北米」だけに限定するのではなく、日本など同盟国が北米と比して不利でない待遇を与えられるべき。
 - 重要鉱物との境界が明確になるよう、「バッテリー部品」の定義の明確化を求める。
 - バッテリー部品の「製造又は組立」が具体的にどの工程を意味するか、定義を明確化するとともに、日本などの同盟国が北米と比して不利でない待遇を与えられるよう、柔軟な解釈等適切な対応を求める。
 - バッテリーに含まれる部品の「value」や「percentage」の計算方法詳細を明確化し、広くステークホルダーの意見を聞くことを求める。

(4) 懸念外国企業【01 Clean Vehicles (5) Foreign Entity of Concern】

- サプライチェーン強靱化を進める上でボトルネックとなりうる懸念外国企業への依存を脱却しようとする目的は理解するが、企業のバッテリーサプライチェーンの実態を踏まえれば、特定国に所在するすべての企業あるいは特定国資本のすべての企業が除外となる場合、今後、米国現地生産を予定している車を含め過度に多くの車の対象外となるおそれがあるため、法の円滑な実施の観点から、「懸念外国企業」の対象となる企業の範囲を特定するよう求める。

以上